

岩倉市資材置場等の土地利用行為に関するガイドライン

令和 8 年議案第 8 号
岩倉市農業委員会

(目的)

第 1 条 このガイドラインは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に基づく許可申請（以下、「許可申請」という。）により新たに設置される資材置場等において一定の基準を定め、土地利用行為を行う者（以下「申請者」という。）に協力を求めて市民生活の安全確保及び農地の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資機材 土石、再生資源、土木建築資材、車両、車両に関する部品その他これらに類する資機材をいう。
- (2) 資材置場等 屋外において、資機材を保管し、仮に置き、又は堆積する場所をいう。
- (3) 土地利用行為 資材置場等に資機材を保管し、仮に置き、又は堆積する行為をいう。
- (4) 街区 道路に囲われた一団の土地

(適用範囲)

第 3 条 このガイドラインは、許可申請により新たに設置される資材置場等の土地利用行為に適用する。

(申請者の責務)

第 4 条 申請者は、土地利用行為を実施する場合は、市民生活の安全確保及び農地の保全を図るため、自らの責任において必要な措置を講ずるとともに、このガイドラインを尊重するように努めなければならない。

(指導指針)

第 5 条 岩倉市農業委員会（以下「農業委員会」という。）は、申請者が土地利用行為の実施に当たり、市民生活の安全確保及び農地の保全を図るために配慮すべき事項（以下「指導指針」という。）を別に定めるものとする。

2 農業委員会は、指導指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(関係者への周知等)

第6条 申請者は、許可申請を行う場合は、土地利用行為を実施する土地(以下「申請地」という。)周辺の関係者に十分な説明を行うものとする。

2 前項の規定による関係者とは、次に掲げるものをいう。

(1) 申請地の所有者、居住者、使用者(耕作者)

(2) 申請地に隣接する土地の所有者、居住者、使用者(耕作者)

(3) 申請地に属する地区の農業委員会委員

(4) 申請地の街区内にある建築物の所有者、居住者、使用者

(5) 申請地の敷地境界線から周囲50mの範囲にある建築物の所有者、居住者、使用者

3 申請者は、関係者から説明会の開催を求められたときは、これに応じるものとする。

4 申請者は、第1項及び前項による説明を行ったときは、説明内容、関係者からの質問及び意見並びにそれらに対する申請者の回答を示す報告書(参考様式1)を許可申請の書類に添付するものとする。

(標識の掲示)

第7条 申請者は、土地利用行為を実施している間、当該資材置場等の区域の公衆の見やすい場所に、許可内容を記した標識(参考様式2)を掲示するものとする。

2 前項の標識を掲示した者は、当該標識に記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、記載した事項を書き換えるものとする。

(雑則)

第8条 このガイドラインに定めるもののほか必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 このガイドラインは、令和8年4月1日から施行する。

岩倉市資材置場等の土地利用行為に関する指導指針

岩 倉 市 農 業 委 員 会

岩倉市資材置場等の土地利用行為に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）第5条の規定に基づく指導指針を次のとおり定める。

第1章 基本の方針

この指導指針は、申請者が土地利用行為の実施に当たり、市民生活の安全確保及び農地の保全を図るために配慮すべき事項及び一定の基準を定めるものとする。

第2章 土地利用行為に関する基準

土地利用行為に係る許可申請は、指導指針における必要事項を満たすように努めるものとする。

1 自然環境等に対する配慮事項

- (1) 大気汚染、水質汚濁（地下水汚染を含む。）、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等により、地域の自然環境及び生活環境に著しい影響を及ぼさないよう必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 土地利用の形態及び外観は、周辺の環境及び農作物への影響に配慮したものとする。

2 市民生活の安全に対する関係者との調整事項

- (1) ガイドライン第6条の規定に基づき許可申請を行う場合は、申請地周辺の関係者への周知等を実施するものとする。
なお、申請地における建設重機作業及び大型車両の通行等が見込まれる場合には、生活環境に影響があると想定される範囲の土地所有者及び居住者並びに使用者（耕作者）にも事前説明を行うことが望ましい。
- (2) ガイドライン第7条第1項の規定に基づき、当該資材置場等の区域の公衆の見やすい場所に、許可内容を記した標識を1か所掲示するものとする。ただし、標識を掲示した者が事業を廃止した場合はこの限

りでない。

3 共通基準事項

- (1) 油等の流出、土地の崩壊等周辺環境への被害を防止する措置を講ずるものとする。
- (2) 土地利用に当たり塀等を設置する場合は、敷地内の透明性を確保し、かつ飛散防止に必要な高さとする。
- (3) 市道や法定外公共物（道路又は水路）等に関し必要な手続きを行うものとする。
- (4) 雨水の流出等により周辺環境に支障を及ぼさないよう、排水等の整備に関し必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 市道、法定外公共物（道路又は水路）等及び隣接地の境界を明確にするため、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 申請者は、岩倉市暴力団排除条例（平成24年6月28日条例第22号）に規定される暴力団、暴力団員、暴力団員関係者でないこと。
- (7) 土地利用行為に当たり関係法令を遵守すること。

参考様式1（第6条関係）

関係者への周知等の報告書

年 月 日

申請者
住所
氏名

岩倉市資材置場等の土地利用行為に関するガイドライン第6条の規定に基づき、下記のとおり関係者への周知等を行いましたので報告します。

(1) 申請地の所有者、居住者、使用者（耕作者）

—	所有者	年 月 日（ ） 時頃 所有者（署名）
有・無	居住者	年 月 日（ ） 時頃 所有者（署名）
有・無	使用者 （耕作者）	年 月 日（ ） 時頃 所有者（署名）

(2) 申請地に隣接する土地の所有者、居住者、使用者（耕作者）

—	所有者	年 月 日（ ） 時頃 （署名）
有・無	居住者	年 月 日（ ） 時頃 （署名）
有・無	使用者 （耕作者）	年 月 日（ ） 時頃 （署名）

(3) 申請地の地域に属する農業委員会委員

—	農業委員会 委員	年 月 日（ ） 時頃 （署名）
---	-------------	---------------------

(4) 申請地の「街区内」にある建築物の所有者、居住者、使用者

建築物の所在地 1		
—	所有者	年 月 日 () 時頃 (署名)
有・無	居住者	年 月 日 () 時頃 (署名)
有・無	使用者	年 月 日 () 時頃 (署名)

(5) 申請地の敷地境界線から周囲 50 m の範囲にある建築物の所有者、居住者、使用者

建築物の所在地 1		
—	所有者	年 月 日 () 時頃 (署名)
有・無	居住者	年 月 日 () 時頃 (署名)
有・無	使用者	年 月 日 () 時頃 (署名)

(5) 関係者から説明会の開催を求められた。

有 ・ 無

(6) 添付書類

上記(1)～(5)について、説明内容、関係者からの質問及び意見並びにそれらに対する申請者の回答を示す資料を添付する。

参考様式2（第7条関係）

標識の揭示図

農地法に基づく許可票	
事業者名	
代表者氏名	
土地利用行為	
資 機 材	
県の許可番号	第 号
県の許可年月日	年 月 日